

# 避難情報発令時における雲南市内の保育所・認定こども園・幼稚園の臨時休園等のガイドライン

令和2年9月  
令和3年8月改定

## 1. 目的

台風や集中豪雨等により、人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合には、入所児童や保育従事者の安全を確保するため、市内保育所・こども園・幼稚園（以下「保育所等」という。）における臨時休園等の対応についてガイドラインを定める。

## 2. ガイドラインの留意点

本ガイドラインは災害時等の基本的な対応の方向性を示すものであり、保育所等がより詳細な計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し、職員間で共有することを基本とする。また、平常時から災害時等の対応について保護者と共有すること。

## 3. 基本的な対応方針

保育所等は、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、大雨等の場合においても原則として開所としている。ただし、台風接近や集中豪雨など災害発生の恐れがある場合に、本ガイドラインに基づいて、臨時休園等の判断を行う。

なお、施設として、個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、現に危険が迫っている状況であるときを除き、事前に子ども政策課に連絡の上、対応を協議することとする。

## 4. 警戒レベル、住民がとるべき行動等

警戒レベル	とるべき行動等	避難情報等	防災気象情報
警戒レベル5	既に災害が発生している状況。 命を守るための最善の行動をとる。	<b>緊急安全確保</b> (市が発令)	氾濫発生情報 大雨特別警報等
警戒レベル4 <b>全員避難</b>	速やかに避難先に避難。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所に避難。	<b>避難指示</b> (市が発令)	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報等
警戒レベル3 <b>高齢者等は避難</b>	避難に時間を要する人（高齢者・障がい者・乳幼児等）とその支援者は避難行動をとる。 その他の人は避難準備をとる。	<b>高齢者等避難</b> (市が発令)	氾濫警戒情報 大雨警報（土砂災害） 洪水警報等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう	早期注意情報（気象庁が発表）	

## 5. 臨時休園等の判断

保育所等の所在地において、次のいずれかにあてはまる場合、または今後あてはまる可能性が高いと判断した場合に臨時休園を行うことを基本とする。

なお、幼稚園・こども園 1 号児の休園にあたっては、上記の他に、小学校が臨時休校を決定した場合も臨時休園とする。（新 2 号児については必要に応じて預かり保育を実施する。）

ただし、避難情報が解除となり、登園が可能と判断した場合には 1 号児の休園をしない場合がある。

1) **水害・土砂災害：**

避難指示、緊急安全確保（警戒レベル 4 以上）の避難情報が発令されている。

2) **地震：**市内で震度 5 強以上の地震が観測され、施設の安全性の確保や保育士等の被災により保育の確保ができない等、運営ができないとき。

3) **その他：**災害が発生し、保育所等が指定避難所になったとき。

河川氾濫・土砂災害・大雪等により登園することに危険があるとき。

（施設が浸水想定区域等）

## 6. 発令時の対応

保育所等の所在地において、雲南市等から「**避難指示、緊急安全確保**」の避難情報が発令された場合は以下のとおり対応すること。

### 「午前 6 時時点で発令中」又は「午前 6 時から開園時刻までの間に発令」の場合

- ・臨時休園とする。（安全が確保される場合に限り、必要な方への保育の検討）
- ・保護者への連絡に努める。
- ・臨時休園について、子ども政策課へ報告する。

※午前 10 時までに警戒レベルが解除された場合、安全が確認できれば、弁当持参で、保育を再開する。園へ問い合わせをしてもらう。（午前 10 時の時点で安全が確認できなければ、1 日休園）

### 「開園中に発令」の場合

- ・原則、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ園児を速やかに避難させる。（保護者には事前に周知しておく）  
ただし、他の避難場所や施設内が安全と判断した場合は、その場所に園児を避難させる。
- ・保護者へ連絡し、「避難状況等の連絡」、「安全を確保しつつできるだけ速やかな迎への依頼」をする。
- ・すべての園児の引き渡し後は臨時休園とする。
- ・避難状況、臨時休園について、子ども政策課へ報告する。

## 7. 保護者及び職員への周知

- ・市はホームページ等で本ガイドラインの周知を行う。
- ・休園する場合は市からの告知放送、園からの連絡により周知を行う。
- ・保育所等は、入園時のしおりや園だより、メール配信等で適宜保護者への周知を図る。
- ・保育所等は、緊急時の避難場所や避難経路、避難時の園児の引き渡し方法等を予め定めておき、保護者への周知及び職員間の情報共有を図るものとする。